

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の人が入会者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入することになります。



## 65歳以上の方は 第1号被保険者



### サービスを利用できるのは

介護や支援が必要であると認定された人

### 介護保険料は

保険料は、基準額を基に所得や課税状況に応じて決められ納めます。

## 40～64歳の方は 第2号被保険者



### サービスを利用できるのは

特定疾病により介護や支援が必要であると認定された人

### 介護保険料は

保険料は、加入している医療保険の算定方式により決められ、医療保険と一括して納めます。

### ★現在、介護保険サービスを利用されている方へ

介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。サービス利用の際は、介護保険被保険者証と併せて提示してください。

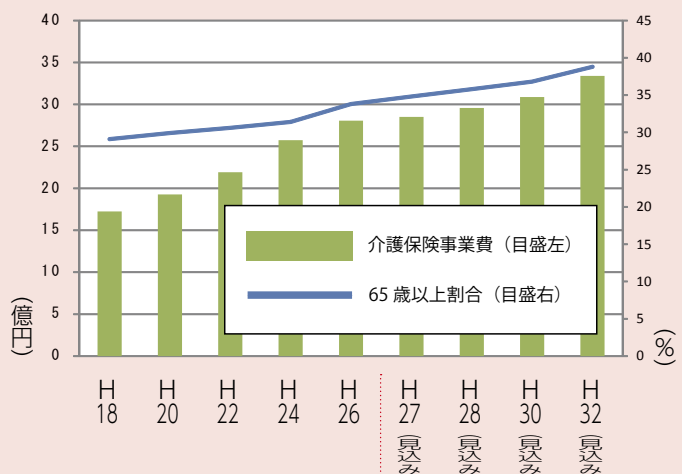
介護保険の事業費は年々増加・・・

第1号被保険者の方の増加に併せ、介護保険事業費は年々増加しています。

平成18年度事業費は17億円であったものが、平成22年度には21億円を超え、平成27年度見込みでは27億円と、増加傾向にあります。平成32年度では31億円程度との試算もできています。

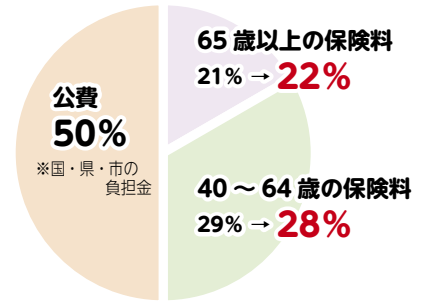
全国的な若年層の人口減少と高齢化率の伸展が続く中、介護保険制度の役割が重要となります。

■阿蘇市の介護保険事業費と65歳以上の割合の推移



# 平成27年度から29年度までの保険料が変わりました

保険料は3年間（平成27～29年度）の事業費を推計し、50%を公費（国、県、市負担金）50%を40歳以上の被保険者で負担することになります。（下円グラフ参照）



第5期（平成24～25年度）から保険料が上昇していますが、主要な要因として、保険事業費の増加や、若年層の人口減少、高齢化率の伸展による財源割合の変更（21%から22%へ変更）などがあげられます。

## 保険料の変更は8月分から！

平成27年8月納期限保険料から変更されます。受給している年金額により納付方法が異なります。7月下旬に発送する介護保険料納入通知書でご確認ください。

### ●特別徴収と普通徴収、どっち？

◎年金額が18万円以上の人↓特別徴収  
年金の定期支払（年6回）の際に、介護保険料が差し引かれます。老齢年金、遺族年金、障害年金は特別徴収の対象です。

※年金額が18万円以上の人でも年度途中で65歳になったときには一時的に納付書で納めることとなります。年金機構からの通知により特別徴収、普通徴収が決定されます。

◎年金額が18万円未満の人↓普通徴収  
市から送付される納付書で、納期限までに納めてください。

## 65歳以上の介護保険料（基準額）

●平成27～29年度の介護保険料（基準額） **年額 62,400円（月額 5,200円）**（平成27～29年度）

### ●平成27年度の段階別保険料率と保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人 等	0.45	28,080円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75	46,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円超の人	0.75	46,800円
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	56,160円
第5段階 (基準額)	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階以外の人	1.0	62,400円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	74,880円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3	81,120円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5	93,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	1.7	106,080円

## 平成27年度 介護保険料の納め方

第5段階（基準額：62,400円）の一例（仮徴収の金額により本徴収の金額が変わります）



前年の所得をもとに算出した保険料から、仮徴収（4月・6月）を除いた額を8月から翌年2月の年金支給月に納めます。